

令和8年度 第2回蕨市障害者計画等策定懇談会

議事要録

<開催概要>

日 時：令和8年8月20日（木）午前10時～午前12時

会 場：蕨市役所4階 大会議室

出席者

会 長：濱畑 芳和（立正大学）

副会長：鹿子木 順子（蕨障害児〔者〕を守る会）

委 員：高橋 順子（点字サークル「あじさい」）

細谷 育男（〔福〕戸田蕨福祉会 あすなろ学園）

須藤 由美（〔福〕蕨市社会福祉協議会）

後藤 盛聡（埼玉県南部保健所）

高橋 豊美（蕨市民生委員・児童委員協議会連合会）

武田 清貴（公募委員）

坂田 良介（公募委員）

以上名簿順

※欠席：山寺 緒乃津（NPO法人糸ぐるま）

進藤 ちどり（蕨市聴覚障害者協会）

小川 君子（蕨・戸田地区精神保健福祉家族会雑草クラブ）

事務局：福田健康福祉部長、上村福祉総務課長、岡本福祉総務課障害者福祉係長、
向田保健センター所長、細野保健センター副所長、鹿島保健センター指導
係長、清水保健センター精神保健担当

コンサル：松久（株式会社サーベイリサーチセンター）

次 第：議題（1）アンケート調査結果の概要報告について

議題（2）障害者計画の施策実施状況について

議題（3）第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の実施状況につい
て

議題（4）その他

【開 会】

【議 事】

議題（１）アンケート調査結果の概要報告について

（コンサルより資料１「アンケート調査結果」の説明）

○会長

２つのアンケート調査につきまして、前回のものと比較しながら結果をご説明いただきましたが、委員の皆様方から確認したいこと、ご質問、ご意見等、どこからでも結構でございますので、お願いいたしたいと思います。

○委員

８ページ、「日中の過ごし方について」で、「運賃などの利用者負担の軽減」のところで、精神の方と難病の方が40%以上ありますけれども、運賃などの利用者負担というのは、恐らくＪＲやバスなど、半額や各種割引があると思うのですが、このような方たちは知らないのか、それとも使えないのか。療育手帳の方は26%でだいぶ少なく、多分、皆さんＪＲの割引運賃などいろいろ利用されていると思うのですが、40%は結構多いと思うのですが、その辺を教えてくださいませんか。

○事務局

まず、難病の認定の方は、運賃の割引制度というのが基本的にはないのですが、精神保健福祉手帳の方は、ＪＲの運賃の割引が制度化されています。ただ、手帳に顔写真を貼っている方が対象になるというような取り扱いで、今は手帳を交付する際は顔写真が基本的に希望制になっているため、顔写真を貼って利用していただければ運賃の助成を受けられる方もいらっしゃるという状況です。また、ぷらっとわらびについては、手帳を持っている方皆さんにカバーをつけて無料で利用していただけるようになっています。

○委員

子どもが療育手帳を持っているのですが、本人を窓口と一緒に連れて行くと、本人と手帳を見せれば、その時点で、割引のＳｕｉｃａというのがあって、本人と付き添いの方が、Ｓｕｉｃａを使う時点で割引になるというのを発行してもらえるのですよね。例えば、精神の方はそれを使えないのですか。

○事務局

顔写真を貼っていて、そこでＳｕｉｃａの事前登録をされれば大丈夫です。

○事務局

J Rの割引に関しては、ここ数年始まったところもあるのと、精神の手帳は2年に1回更新というのが基本のため、恐らく継続して、長い期間でというのが難しいのかなと思います。

○会長

他のところからでも構いませんが、何かございましたらお願いいたします。

○委員

資料1の5ページ目、先ほど説明がいただけなかったところですけども、グラフの網目というか斜線の模様とそれから点々でやってある、この区別が何なのかなと。左側のものが現在利用している、右側のほうが今後利用したいものという理解でよろしいのでしょうか。

○コンサル

はい。お見込みの通りでございまして、左側が利用しているもの、右側の水玉のほうが利用したいものという結果の見せ方になります。

○委員

はい、ありがとうございます。

その中で気になったのは、短期入所、ショートステイということで、別のデータで知り得たのですが、ショートステイを365日、1年間、1人の人が毎日のように使っている状況があったと。これはもう、ショートステイではなくて長期入所であるべきものではないだろうか。今現在、そういった状況で福祉現場において使っておられるかどうか。使っておられるとすると、どのような状況で対応されているか教えてください。

○事務局

実際に長期間で利用している方は蔵市にも数名いらっしゃいます。ただ、その方たちについては、このアンケート調査の、今、委員がお話しされたところは児童の方向けの項目になっているので、児童ではいらっしゃらないのですが、大人の障害者の方で、実際、障害者の入所施設に入所しないと、ご家族の方がご自宅で障害のある方を介護することが困難であるという方が入所施設を希望されているのですが、その入所施設に空きがなかったり、また、皆さんどこの施設でもいいよということではないので、ご自分が希望される施設と同じ法人などでショートステイの施

設を持っているところで、本当はあまりよろしくはないのですが、ロングのショートを利用しながら、入所施設の空きを待っているという状況の方はやむを得ずいらっしゃる状況です。

○委員

はい、ありがとうございます。私の知人のお子さんは、かなり離れたところに入所しており、その面会をするのに大変苦労されていると。わずか15分のところで高速道路を使って行かなければいけないという、そういった困難な状況があります。そうすると、その方が一番希望されているのは、今、自分たちが生活している身近なところに入所施設があるといいなという、希望があるということだけはお伝えしておこうと思います。

○委員

資料1の12ページ、施策に関する意見や要望の全体のところですが、3年前と比べると順位は全く変わっていないという状況になっていると思います。特に第1位は非常に大きな数字になっていると思うのですが、市として経済的支援に対してどのような動きが、3年前から現在まであったのか、もしくは今後どのような動きをしようと考えているのか、お考えがあれば教えていただければと思います。

○事務局

経済的な支援のところは、まず、年金については元々決まった年金の制度をご案内するということになり、手当は、国の手当、市が独自で行っている手当もあります。市の独自で行っている手当については埼玉県補助事業になるのですが、埼玉県の補助金額よりも、市は独自で上乗せして、今も手当を支給しているというのは継続して行っております。また、所得制限は蕨市でも導入していますが、年齢を区切ることなく、65歳以上の高齢になった方でも、所得要件が対象になっていれば、手当の支給は継続して行っているというところはあります。

また、医療費の助成も、市のほうでは単独で療育手帳Cの方を、県の補助対象外ですが拡大して助成をしているというのでも継続して行っており、3年前と比べて新たに拡充したところはないですが、今後見直しをしていく予定も多少あります。

加えて、重度心身障害者医療費の助成制度については、ここ3年間で、埼玉県内全域で現物給付といって、窓口で支払うことなく医療を受けることができるという制度の改正が行われたりしました。その辺りは充実されているのかなと思っているのですが、今後、例えば手当の額をさらに増額するとか、新たなものをという考えは、今のところは特にございません。

○委員

はい、ありがとうございました。

行政にいる人間として、すぐお金をあげるというのは、現実的ではないというのは重々承知しているところです。ただ、今お話をされたように、いろいろな制度、手当などが、少しずつかもしれませんが、出来てきていると私も思っています。利用できる人へどのように届けるかという方が僕は課題なのかなと思っています。必要な人に情報が届いた後に、それを使うかどうかというのは利用者が判断すべきことなので、制度が急に良くなるということはないと思います。引き続き情報の提供や普及啓発に力を入れていただいて、わかった上で利用者が使う・使わないという判断ができると、この数字的にも下がってくるでしょうし、そういったところはお金があるなしに関係なくできるところなのかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。年金手当の経済的支援というのは、元々その対象の方の資産や所得にも大きく左右される項目かなとも思いますし、また、親族扶養がどのような状況なのかといったことや、後藤委員からご指摘がありましたように周知の問題です。制度があるけれど使っていない、知らないから使っていないというところがあると。そういったところを、かなり丁寧にやっていただいているとは思いますが、そこが抜けていることがあると、やはりアンケート調査の項目で上位に上がってくるという。全体的に障害当事者の方々、障害のない方に比べると経済的に困難を抱えている方が多いというところが、ここには表れているのかなとも思いますので、多角的な観点で見られるところなのかなと思います。その上で、行政のほうで何ができるか、市のほうでどのような対応ができるのかというところをご検討いただきたいと思います。

○委員

4ページの「相談相手／機関」についてですが、当施設は主に療育手帳所持者の方がほとんどですので、そちらで見させていただきました。前回相談できるところが、「施設・事業所の職員」で40%いたところが今回33.9%です。これは、事業所の職員としては、相談体制を考え直さなくてはいけないのではないかなというポイントの低さだと思いました。相談支援事業所もとても増えているので、そちらに分散したかなと思いましたが、相談支援事業所の職員のところについても、前回28.6%が今回21.1%。相談するという方が、一体どこに行ってしまったのだろうかと思って見ました。もちろん構築し直しはしますが、その中で、当事業所として、保護者の方々からのご相談や困りごとをお伺いする中で、9ページの、最近は災害

についての困りごとやご心配がすごく多いなと思っております。前回、副会長のほうからも災害についてのお話があったかと思います。これについて、避難所で起こる心配事ですが、当施設から話に上がってくるものは、そこに至るまでのところで、どうしたら福祉避難所を使うことができるのかということがご心配のまずスタートのようです。災害が起こったらどうするのだろうというお話が増えてきたときに、一応、周知事項としては、一度居住区の避難所に行かれて、そこでご相談していただいて、コーディネートしていただいて、福祉避難所という流れになりますということはお話しさせていただいているのですが、なかなか浸透していませんし、極端な例ですが、私どものところは社会福祉センターに所属しておりますので、その利用者だから優先的に使えるのですよねとおっしゃる方もいらっしゃいます。その認識が浸透していないのかなと思っております。私どもは団体扱いにはなっていないので、ヒアリングの対象外ですから、一応、保護者数名以上の方々の声として、情報として共有させていただきたいと思っております。

○会長

市のほうでは何かコメントはありますか。

○事務局

ありがとうございます。災害対策に関連して福祉避難所の開設の問題や課題というのはずっと抱えていることで、いつ起こるかわからない災害を不安に思っているということも把握しているのですが、現状は担当課としてなかなかうまく進めることができていない状況です。改めて委員から、利用者の方や家族の方の不安をお聞きして、福祉避難所の開設について、安全安心課の防災担当ともう少し詰めていって、より皆さんが、いざというときに安心してスムーズに避難することができるためのことを検討していく必要があると感じております。そこをうまくこの計画にも反映させていけたらいいかなと思っています。

○事務局

少々補足をさせていただきます。この計画策定にあたっては庁内連絡会も開催しており、各関係課の課長に参加していただいております。安全安心課の課長も参加しておりまして、福祉避難所について、災害時の要配慮者の避難行動についても議題となって話し合っております。

今後、福祉避難所への直接避難というのも、どうしたら実現可能かというのは、第1回の会議でもそのような話題が出ましたので、少しでも前向きな方向に行けるように、今後も話し合いを進めてまいりたいと思っています。

○委員

今のご意見について、いろいろ考えていただくのは本当にありがたいのですが、町内会やいろいろな会の中に、なぜ当事者が入れないのか。当事者が一番必要なものというのがあると思うのです。そういった会議の場やヒアリング実施したときに、当事者が何を望んでいるかというのをまず聞いていただかないと、机上の理論ではないですけど、本当に必要なものが出てくるのかなとすごく感じます。

この話は、十年ぐらい前から言っていると思うのですが、防災マニュアルを作るときもヒアリングをしてくださいと必ずお願いしているのですが、未だにご連絡いただいたことがないです。

この間、熊本で地震がありましたけれども、いつ起こるか本当にわからず、私たちは本当に不安です。子どもは知的障害なので、避難所に行ってもいられないのはわかっています。避難所には行くけれどもそこにいられないので、一旦行って、家が無事なら家にいるとか、車中避難とか、そういったことになりますので、各障害の人の話をぜひ聞いていただきたいです。気持ちがあるのはわかるのですけれども、私たちの話も聞いていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

前回の防災計画の策定時に、防災担当のほうにそのような希望を私からお伝えはしているのですが、なかなか実現されなかった部分があり、その点については申し訳なかったなという気持ちです。気持ちだけではなく、知的障害の方、精神障害の方、あと視覚障害のある方の団体からも、災害時の不安についてご相談を最近も受けており、その方たちも自分たちで何とか考えないと難しいという気持ちで自主的に動かれているのもお聞きしているので、いろいろな障害の特性をお持ちの方から直接いろいろなご意見をお聞きして、対策を考えていきたいなと思っています。

○会長

熊本で大きな地震があり、千葉でも豪雨災害、大雨で浸水しているところもあるといったところで、ご家庭で生活することが難しくなったときに避難しなくてはいけないと、お家にいられないということで、一時的にどちらかに移らなければいけないと。ただ、障害のある方の中では、住み慣れた家では落ち着いて生活ができるけれども、環境が変わると途端に不安になったり、ご家庭では落ち着いていらっしゃるけれども、いろいろなパニックが起こるという障害特性のある方がいらっしゃるわけで、防災担当の方々は障害のある方に対する対応をしなければいけないということで、この辺はこころのバリアフリーにもなるのだらうと思いますけれど、何かしてあげないといけないから私が頑張ります、となっていないかというところだと思います。市のほうも責任を感じてやっていらっしゃるところで、意見を聞いてくださ

いという要望が鹿子木委員からも常々出ているわけですが、意見を聞くだけでいいのかなと僕は思っていて、むしろ防災計画などを作る際に、庁内連絡会という市役所内で検討する場合は当然必要だと思うのですが、やはり当事者を防災計画策定の中に位置付けていくこともご検討いただけたらいいのかなと。市民と共同で防災計画を策定していくというのは非常に重要なことなのではないかと思います。熊本でも、10年前の地震のときと今の避難所の在りようがほとんど変わっておらず、進化していないということが槍玉に上がっています。災害というのは起こるのだといって、防災計画を作りはするけれど、実際に動かそうとなったときに、私も大学のほうで防災マニュアルを作る際に経験をしたのですが、やはりマニュアルというのを普段は見ないですね。普段は見なくて、何か起こったときに見れるようにしとかなければいけないのと、普段から見ておかないと動けないという。結局、マニュアルというのは作って神棚に飾っておいても仕方がないので、それを実際に動かすときに当事者の方が一番心配されるのは、計画やマニュアルがありますというだけでは安心できず、マニュアルが末端まで実行されていくかのほうが心配なわけです。そのため、頻繁に避難訓練をやるように、どのように避難所の運営をオペレーションするかといった模擬的なシミュレーションなども、実際にやっていくことも必要なのかなと。そういったところに、例えば障害をお持ちの方も参加して、実際にどうなるかというところを検証していくなど、ぜひそういった踏み込んだこともご検討いただいた方がよろしいのかなと。マニュアルを作ったから終わりということではなく、実際に災害が起きた際に、ではどうするのかというところなんです。各地でこういった計画づくりなど進められているのですが、実際起こった際にどうなるかというところが一番の心配事になるかと思いますので、その不安解消といいますか、当然ながら全部はできないと思います。災害ですので、等しく災害は降りかかってくるわけですが、特に障害のある方に負担が重くなってしまいうところを、いかに解消していくというか、全体的に不便ではあるものの、それでも普段通りの生活に速やかに戻っていけるような、一時的に避難しても、そこから次のステップにどのように移っていくかという、平常時と同じことは当然できないわけですから、そこは理解されていらっしゃると思いますので、できる限りそういった観点で、いろいろご検討もいただけたらいいのかなと思います。

○委員

災害のことについては、障害特性がありますので、特に感覚に過敏のある子は環境が変わると大変なことになってしまうので、その辺りはお願いしたいです。

もう1点、資料1の5ページで通園通学のことがあり、これは放課後や休日の利用のことが書かれてあります。では、平日はどうかのかなと思ってページをめくったところ、資料3の5、障害児通所支援が、前の資料でしょうか。

○事務局

この後説明するところです。

○委員

一応、それぞれの月の利用の情報があったので、これは休日や放課後を含めているものだと思います。

○事務局

その通りです。

○委員

平日だけのことがよくわからなかったのですが、それは置いておいて。この間も国が実施しているものが出てきたのですが、やはり、児童発達支援にはいろいろな支援の、例えば私たちのようなセンターであったり、株式会社やNPOだったり、いろいろな事業所が立ち上がっていますが、そのサービスの仕方というか、提案や提示の仕方は本当に多岐にわたってきています。そのところで、児童発達を支援している療育というものが、質が担保されているか、確保されているのかなというところが、センターとしては気になるところです。今後アンケートを取る際、そういった児童発達支援の、いろいろな支援の方向が多岐にわたってきていて、単一ではないという状況なので、その辺りを加味していただいて、今後、検討の中に入れていただければなと思いました。

○会長

ありがとうございます。今、障害児支援のところは、多種多様な事業者が参入してきている中で、いわゆる療育という観点で見たときに、少し疑問に、なかなか言いづらいところではありますが、療育という観点で見た時に適切なかどうかというところが、内容に関する評価指標というものがないがゆえに、言葉を選ばずに言うとなんでもありになってしまっているというところですよ。また、それが保護者のニーズみたいなところを、うまく拾っている部分もあったりして、それでかなり錯綜しているというのが、私の目から見て感想を持つのですが、そういったところが、放デイもそうですが、これからもう少し手入れが入るのかなとは思っています。そういった観点での平日の利用、また難しいのは、利用できていて、大丈夫ですかと聞くと、使えているからいいやといった話になってくるのですが、その質の保証といったような観点が、どのように質というものを評価するのかという評価基準の問題と、またそれに対応する評価指標というものをどう開発していくかという観

点になってくるので、1つの市で何とかするというレベルの話から超えてくるとは思いますが、そういったことも含めた課題があるというところは、認識しておかないといけないのかなとも思います。

○委員

災害が起きたときにどうするか、防災マニュアルを作るときに当事者の話があったと思うのですが、実際、それを市役所さんのほうに全部、じゃあやってねというお話なのですよ。何か参加するためにどうしたらいいか、窓口があれば参加できるのかというのは、やはり先ほど会長のおっしゃった、障害の型がいろいろとあるのですよね。

私のところだと、次女が後天性で障害者になったのですが、幸い軽いです。そのため、市の防災訓練などには必ず一緒に参加させています。我が家のある場所が、幸いなことに、老人ホームのサンクチュアリのすぐ隣です。私、災害救助隊というのに入っていて、その枠でその防災訓練にも参加できるのですが、例えば肢体不自由の車椅子生活者のために、災害や水害があったときに、車椅子を上に乗せるためにどうしたらいいとか、車椅子はこういうところを掴んで何人かで持ち上げるのだよとか、そういった訓練をやっています。そのため、市単位や町会単位で実施するのだと規模が大きすぎます。本当に細かいことは施設ごとで実施したらどうかというのを感じました。

○事務局

防災関係について、今、委員のおっしゃったように様々なレベルがありまして、まず市の最上位の防災が赤本と言われるような地域防災計画になります。これは計画期間がないので、大きな変化があった時だけ改定するものです。まめに改定しないため、そのタイミングでこういった委員が参画してくるかということにはなりません。今、参画する際に障害の団体が入っているか入っていないかは、手元に資料がないためわからないのですが、そこに参画するということがまず1つかと思います。

実際は、例えば市の総合防災演習というのを毎年秋に実施しておりますけれども、そこには聴覚障害者の団体が必ず参加しているのですが、団体として参加しているのは聴覚障害の方だけです。あとは町会ごとに蕨市5地区を毎年持ち回りでやるので、その町会から防災訓練に参加するのですが、必ず福祉の視点を持って、車椅子を必ず町会ごとに用意して、障害がある方でも、高齢者でも、障害のない方でも、そういった訓練はしています。まず市全体ではそういったことはしているのですが、不足しているというところかなと思います。

また、今おっしゃったように、災害の避難所レベルでのマニュアルづくり、避難

所運営マニュアルというのを、地域の防災会も一緒に入って地域ごとに今作り始めていて、作り始めたところから避難所運営訓練というものもやっています。避難所には市のそれぞれの職員が、この避難所には誰々が参集するというのは決まっています。初動体制でその職員、地域の方、安全安心課も入って訓練等を実施しているのですが、全部平均で実施しているわけではないですし、地区ごとにやり方や熱の入れ方、また障害のある方が参画しているのかしていないのか、全部バラバラな状況ではないかなと思います。いずれにしても、実際の現場のところもそうですが、福祉避難所としてどう運営をしていくかの流れが、まだうまくできていないというのが、私自身は今一番の課題に思っておりますので、まずはそこを整えた上で、実際に避難所もしくは福祉避難所でどう過ごせるかというのを併せて考えていくということになるかなと思います。

○委員

当方は福祉センターなので二次避難所になります。福祉避難所としての二次避難所になるため、独自のマニュアルが社協の中にあります。一次避難所とは画して、我々は独自で二次避難所として、どう受け入れをするかというのがマニュアルとして存在します。

8年前ぐらいの、恐らく台風の時だったと思うのですが、まだレベル2ぐらいで土日のどちらかで、何人か避難に来られたというケースがありました。センターの守衛から、各参集される所課長のところに連絡があって、それで駆けつけるという事態もありました。実際、地域の避難所に行く前に、福祉センターだからということで直接助けを求められる方もたくさんいらっしゃるのだなということがそこでわかったりしましたので、まず二次避難所としての受け入れ方法などをきちんと整えた上で、部長さんが先ほどおっしゃっていた、福祉全体と行政のほうと、という話にはなっていくかなと思うのですが、災害が起こる時間によっても対応は少しずつ変わってきたりするので、考えたらきりが無いなと思ったりもします。

先ほど、市民である保護者の声としてお伝えしたということはありませんけれど、ひとたび、スマイラ松原と考えた場合、行政と協力してそういった運営をしなくてはいけないという立場でもあるため、立場が微妙というか、どちらにも身を置いているといった感じなので、事務局が一生懸命考えてくださっていることも重々わかります。そこは社協としてもきちんと持ち帰って二次避難所としての対策の解像度を高くしなくてはいけないのではないかなと思っています。一応、福祉避難所ごととではやっているのですが、やはり現実で考えたら、福祉避難所が当方以外ほとんど特養などであり、そこに所属している職員は入居者の方のお世話や支援に当たらないといけないというのが最優先だと思います。そういった意味では、広く受け入れるための体制を整えなければいけないのは、福祉避難所が9つあった中でも、

やはり当方が一番きちんとやらなくてはいけないのだろうなと思っていますが、担当課の方にいろいろご相談しながら助けていただきながらと思っています。明日来るかもしれないので、これは例えば、いろいろな障害があるけれども、全ての障害の人、広くいえばすべての市民の人も災害に見舞われるわけなので、優先順位高く整備しなくてはいけないところなのかなと改めて思った次第です。

○会長

はい、ありがとうございます。ご意見として承ろうということをお願いしたいと思います。

その他、何か災害以外のところでもお気づきの点がありましたらお出しただけたらと思いますが、また一般市民調査のほうもご覧いただきまして、何かお気づきの点があったらと思いますが、いかがでしょうか。

私から1点、一般市民調査のボランティアについてのところ、「福祉への関心についてとボランティアについて」が14ページにございますが、前回、6年前よりも「関心あり」のほう若干増えています。増えているものの、ボランティアについてのところになりますと、「関心あり」のところが少し減っています。少し減っていて、ボランティアのどんな活動があるかわからないとか、きっかけがないといったようなところが伸びていると。6年前と今とで、私たちが何を経験したかというところ、コロナです。かなり影響しているのではないかなと。コロナで活動がほぼ停止した時期が2～3年続いたというところで、市民の方々の自主的な活動というのが一旦途絶えて、また復活したところもあると思いますが、マインドも全部下がってしまったところが少し反映されているのではないかなと感じたところです。そういった市民の方々のいろいろな活動というのが、1回断絶するとなかなか再興するのが非常に難しい。地域の祭りもそうですが、1回やめてしまうと復活するのにすごく苦労されたり、あるいは担い手がいらないからコロナを機会にやめてしまったり、そういった話をいろいろ聞きますので。蕨以外のところでもそうですが、大学のほうでも、サークル活動は全部一旦ストップしてしまったので、大学を再開して学校に来られるようになりましたといっても、先輩たちが全部卒業してしまって、新しい人たちだけで実施するところが非常に難しいということで、継承できたところと、断絶したところの両方が出てきたと。マインドのほうも、何か役に立ちたいという方々がいらっしゃると思うのですが、こういったボランティア活動の啓発といったところも、もう少し丁寧に仕掛けていく必要があるのかなと思いました。

大学でも課外活動を仕掛けるのはどうしたらいいかという、基本的に大学の課外活動というのは学生たちの自主性や自発性に任せることが基本でやっていますが、自主性や自発性だと形がないところに形を作っていくというエネルギーのある学生ばかりではありませんので、ある程度見本があると動けるのだけれど、といったと

ころです。市民の方々も、関心がやや薄れてきているというのは、周りでそういった活動を実施している人が少なくなっているというところでも、意識が下がってきていることもあるかと思いますので、ボランティア活動をどのように啓発していくかというところは意識してやられたほうが。福祉の関心が低い自治体というのは、障害のある方々にとって住みづらい社会になっていきますので、これからまた経済状況がどう変化するかといったところで、市民の方々に余裕がなくなってくるとどうしても置き去りになっていくというのが、社会的にも弱者といわれる、とりわけ障害のある方のところにしわ寄せが行きがちになっていきます。そういった点からも、少し心配だなと思ったのはここの部分かなと思いました。

○事務局

今のお話ですごく納得したので、少しお話をさせていただければと思うのですが、障害者の計画策定ですけれども、同じタイミングで高齢者の計画策定も実施しており、同じ部の健康長寿課が担当しております。

先日もその会議の中でアンケート調査の結果を皆さんに共有したところ、高齢者の身体活動や社会活動は全部伸びていました。身体能力も伸びていてポジティブな変化があったのですが、唯一低下しているのが、趣味や市民活動の参加でした。3年ごとにアンケート調査をやっており、前回がコロナ禍でしたから大きく下がっているのですが、前々回の調査結果も合わせて3回の調査結果の比較を見ても、コロナ禍前までも回復していない状況です。さすがにコロナ禍よりは回復しているのですが、前々回調査と比べて回復していません。ところが参加したい意欲を聞くと、意欲はすごく向上していました。皆さん、参加したい意識は戻ってきているけれど、実際にまだ行動には至っていないという結果が、高齢者調査のほうでは明らかになったところです。きっと、障害のボランティアなどに関しても同じような傾向があるのかなと思い、今、委員長のお話を聞いてすごく納得したところです。

庁内連絡会に、生涯学習スポーツ課、市民協働課がそれぞれ入っていますので、そういった話で、仕掛けのほうもぜひ検討していきたいなと思いました。

○委員長

よろしく願いいたします。

○委員

ボランティアの件について、スマイラ松原としてというよりも、社会福祉協議会としてという話がたくさん出てしまうのですが、社協の地域福祉課のほうで初めてのボランティアというのを、夏休み中に市民の方から募って、いろいろな事業所に行っていただくという、それは毎年行われていることですから、説明会に来る

人たちは若干増えているなという印象はあります。

規模の小さい話をして申し訳ないのですが、昔、私たちの施設が旧称デイレインボー松原といいましたけれども、障害の方が日々どういことをされているか知りましようとか、福祉センターがどういところなのか知りましようとか、そういった活動があり、そこが種まきみたいな感じになって、一定の自己判断ができるよう中学生になったときに、2年生の段階でワーキングウィークを体験して、夏休みに自主的にボランティアに来てくださるとか、高校生になってからもそれが続くとか、大学生は介護等体験というのがあります。学校の先生になるためにやらなくてはいけないということで、半ば強制的に福祉施設に実習に来たり。それがきっかけでボランティアなど、そういった種が大きくなるという機会があったはずですが、学校の時間数などでカットなど、いろいろな事情があるのでしょうか、やはり小さいうちに福祉に触れるという機会は、もう全くなくなっているの、ワーキングウィークでスタートという感じに、今はなっているのですね。ただそれは、今もお話しした通り、何時間以内にやらなくてはいけないとか。あと、学校の先生も初任者の方はそういった福祉施設へ実習に来たりすることなくなってしまうしています。例えば障害者の世界ではない方々が、その子どもたちとか、そういったところに広げていく機会もなくなってしまうかなという感じはします。年間で当方にボランティアで来てくださる方も本当に減ってしまっています。

○委員

ここで紹介させてもらったパラスポーツのイベントを2回ほど実施しました。本当に福祉総務課さんにはお世話になっています。アンケートをとると、楽しかったとか、こういったイベントがあるのを知らなくて、もっとやりたいという意見が多くあり、すごくありがたかったです。1回目、社協さんでやらせてもらって、2回目は市民体育館でやったので、一般の子たちがいる中で「ちょっとやっていけない」と声をかけてやっていました。健常者の子たちが、だいぶ終わりのほうに来てくれたのですが、そのときは車椅子体験もあって、実際に乗って操作したりとやったのですが、やはり参加することですごくよかったというのがありました。ワーキングウィークなどはもっと健常者と一緒にやっていったらいいかなと思いました。チラシを作ったときに、だいぶ障害者のところをピックアップしてやっていたのですが、健常者を巻き込んでというか、健常者と一緒にやるようなそういったアピールではなかったのです。市役所さんのほうでは広報の電子版でも随分アピールしてもらっていました。それでも参加人数は、1回目、2回目は50人程度だったので、こちらとしては少なかったかなという印象ではありますが、そういったアピールはしてもらってよかったと思っています。

○委員

福祉センターでボランティア活動を30年ほどやっています。日本語教室ということで、外国人文化のボランティア活動も30年ぐらい。きっかけといえば、定年の後も何か世の中と関わっていたいというもので、今は90歳になるわけですが、30年ずっとボランティア活動を続けています。結局、どう社会と結びつくかということを、ボランティア活動をする人たちが考えておられるかどうかということと、僕のきっかけの1つだったのは、かつて障害者の仕事をしていて、障害を持った女性が道で会ったときに、彼女は僕のことを覚えていたけれども、僕は彼女の名前を覚えていなくて、これはまずいということで、彼女が通所していた福祉センターへお邪魔することになったわけです。日本語教室でも、ここ数年比べて、高校生のボランティア志向というものが少なくなり、非常に敏感なのです。世の中の動きに対して敏感というのは、今、世の中があらぬ方向へ、僕がやっているものとは違った方向に動き始めているということで、それが一つ敏感に感じているのかなと。先ほど言った、どう社会と結びついていけるのかということと、一番問題なのは時間、ボランティアをする時間があるのかどうか。また、それを支えるバックボーンとしての経済的なゆとりがあるのかどうかという点は非常に大きいだろうと思っています。今、このような状況で、円安などで大変な高負荷になっている。ボランティアなんかやっていられないというのが、実際のところあるのではないかという気がしますね。その辺りの問題を考えながら、ボランティア、行政をどうするか、活動をどうするかという考え方にいかないと、単純に数の問題だけではなくて、取り巻くいろいろなものを考慮しながらどうしていくかということ考えたほうがいいのかと思います。

○会長

1998年にNPO法ができて、ボランティア活動というものを法人化して活動していこうという機運が高まったのがちょうど30年前で、今、やはりそういったところがなかなか難しくなっているなという、コロナ禍を挟んだことだけではなく、それぞれのご家庭の状況や、気持ちのゆとりの問題などいろいろあると思うのですが、障害のところで言いますと、直接ボランティアをやっていただくところも大事なのですが、そういったボランティアを経験することによって障害者に対する眼差しが変わってくるというところ、優しい眼差しになっていただくというところ、ここはすごく大事なのかなと。一般の人々が関わったこともありません、触れたこともありませんとなると、やはり相互理解というのはなかなか深まっていけないし、逆に分断を生む。最近心配するのは、かなり過激な言説に飛びついてしまうような若者たちが結構多いなというのは、教育現場の中ですごく感じるところです。妙なショート動画に洗脳されている学生たちと対話するのは大変なので、そういうこと

を含めて、体験から根差した障害に対する理解というのをどうやって広げるかというところも意識に置いておいていただければありがたいかなと思いました。

議題（２）障害者計画の施策実施状況について

（事務局より資料２「蕨市障害者計画施策実施状況 まとめ」について説明）

○会長

前提となることで確認させていただきたいのが、４ページに、Ⅳの「地域での自立支援の充実」、またⅤの「障害児支援の充実」に関して、「未回答」が出てきていますが、この後また集計と追加等をされる予定でしょうか。

○事務局

「未回答」は、この資料を作成したタイミングで未回答の部署が２か所あり、そこが含まれていないという意図です。今後はもちろん含まれていくようなかたちになります。

○会長

督促をお願いいたします。市民調査であれば回収率４６％ですけれども、所管部署が決まっているところなので、出していただかないと困ると会長が言っていると伝えてください。

○事務局

すでに提出はされておりますが、資料のまとめに間に合わなかったという状況です。

○会長

わかりました。未回答の部分も若干あるということですが、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

○委員

勉強不足ですみません。１ページの、事業数として２５９の事業についてとあるのですが、実際の事業が載っているところがありますか。

○会長

ピンク色の蕨市障害者計画の施策ということで、５１ページから事業が、縷々説明があります。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

それぞれの所管部署で、いわゆる自己評価をしてもらったというところかと思います。説明にありましたように、令和3年でございますので、5年前のところでは事業が計画されていたけれども、社会の制度政策の進展に伴って不要になったものや、事業廃止されたもの、そういったものも含まれているとご理解いただければと思います。

○委員

就学について、教育センターなので管轄が違うかもしれませんが、就学説明会を、5月に蕨の職員の方も来ていただいて、保護者に説明していただいて、とても有意義な感じで進んでいるのですが、小学校・中学校に、今、特別支援学級の設置は全校ではないのですかね。

○事務局

全校にはあるのですが、種類によってないというのもあります。

○委員

障害の種別によってない。それが全校ではないということです。

先ほどのボランティアにも通じるかもしれませんが、小学校の低学年ぐらいから支援学級があって、そのお子さんが自分のクラスに通級して、そこで交流が生まれることによって障害を持っている方のことを知るとか、関わるということで、福祉や障害に関心を持って、成人してもそういった方たちとの関わりや、社会に在中であれ？と思える人でも、「ああ、こういう人なのだな」と思えるようなことがあるので、小学校からでも交流があるといいなと思いました。設置をできるだけ進めていただきたいなということでお話ししました。

○会長

ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。

○委員

4ページ目の、Ⅵの「安全・安心なまちづくり」下から3行目、公共施設におけるバリアフリー化、一部と書いてありますが、これはどこですか。僕はとても気に

なります。公共施設でバリアフリー化が進んでいないところがあるのかなど。それは何としても急いで解決しなければいけない問題ではないかなと思って、どこかということは公表できますか。

○事務局

地域にある児童館の中でエレベーターがないところや、出入り口に段差があったりというところが一部公共施設内であるということの結果になっています。

○委員

急いで対応するというような状況はありますか。

○事務局

担当課がここで課題だと挙げてきているので、調整しながら、すぐに対応できるかというのは、エレベーターの設置は構造上難しい場合もあり、必要な方が利用するときに配慮できるような体制が整えられたらいいのかなとは思っております。

○委員

プッシュしておいてください。

○会長

施設に関しては、アセットマネジメント、建て替え等の計画などがあると、今手をつけるのはやめようといった話もあると思いますので、そこはアセットマネジメントの観点からの検討などもあるのかなと思います。例えば、校舎のバリアフリー化が、127番、冊子の85ページにもありますので、校舎に関しても、古い、特に学校にはエレベーターがないところも多いですし、そういったところかなと思います。考え方としては、障害のある方、また足の不自由な方がアクセスしやすい環境を作るところが重要かなと思いますので、全部にエレベーターをつけるということではなくて、アクセスしやすい場所に、そういった利用される方がきちんと使われる施設があるというほうがやはり大事なかなと思います。大学のほうでも、車椅子の学生が入学してきて、階段でしか登れない2階の教室に必修の授業が割り当てられているのに気がつきまして、バリアフリーになっている建物の教室に変更するとかですね。建物自体の構造を全部変えるということだけではなくて、障害のある方がきちんとアクセスできるということが重要なので、その観点で、それぞれの設備、施設などの更新に合わせたかたちでのバリアフリー化も計画的にやっていただければよろしいのかなと思います。そういった意味では、手付かずのところ若干残るというのは致し方ないのかなと。現実には障害のある方が不便を感じていら

っしゃるとなると困るのですけれども、そういった可能性のないところは、どうしても後回しになりがちになるのは理解できるところかなと思います。

他、いかがでしょうか。何かお気づきの点がありましたら、また後でもコメントいただければと思います。

続きまして、議題の3のほうに進みたいと思います。

議題（３）第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画の実施状況について

（事務局より資料３「第７期障害福祉計画、第３期障害児福祉計画の実施状況について」について説明）

○会長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

計画値と大きく差が出ているところについては、ご説明のあったように、特にＢ型から生活介護へなど、そういった動きがあってというところで、計画値との差が出ているといったご説明だったかなと思います。また、就労系や相談支援のところですね。

説明がなかったところでお聞きしたいのですが、６番の地域生活支援事業の中で、成年後見制度法人後見支援事業が未実施というところで、何か見通しは。説明できる範囲で結構ですので、現状のコメントをお願いしたいと思います。

○事務局

法人後見自体を行っている事業所が、計画期間のときに市内になかったのですが、ＮＰＯ法人糸ぐるまが法人後見を開始され、また社会福祉協議会でも法人後見を今年度から開始するというので取り組み始めているので、今後は見通しがついてくるかなと考えています。

○会長

成年後見制度も法改正が国会で成立いたしまして、ここの法人後見部門はかなり重要になってくるかなと。これまで、いわゆる中核機関と呼ばれていたところが、成年後見支援センターといったかたちでの機能を果たすということで、各自治体でそういった機能を持たなくてはいけないという状況になってきておりますので、ここの部分はぜひ。また、私が危惧しているのは、特に新しい日常生活自立支援事業がまたできますよね。法改正があって、死後事務支援などそういったものが。看取りなども入ってくるということで、そこに民間事業者の参入といったことが大々的

にうたわれてきております。私も方々で言って回っているのですが、民間事業者がどういったかたちで入ってくるかというのは非常に心配しております。というのも、他の福祉サービスと決定的に違う支援を実施するところで、利用者さんの財布に手を突っ込むことが可能となる支援になります。要するに、預貯金通帳の管理や支援、いろいろな支払いの支援など経済的な場面でのサポートを主要なかたちで担うような、そういったところを有償の事業として第二種社会福祉事業として位置付けていって、またそれを拡大していこうという方針が出されています。具体的にどういった基準になるかというところは、これから厚生労働省から示されると思いますが、野放しにすると何が起きるかわからないというのが不安です。やはり、そういったときに、自治体の中核機関、いわゆる成年後見の支援センターといったところが、かなり丁寧に目配せをしていく体制を急いで作っていかないと、何が起きるかわからないというのが不安かなとは思っています。その部分はどのようなかたちで進められるのかというところはいかがでしょうか。

○事務局

成年後見人のセンターについては、確か、都道府県のほうで必須事項として国が改正されてきています。高齢者福祉でも、今、成年後見や死後事務の話題が出ているのですが、死後事務の取り扱いも都道府県になってきます。市町村として取り組まなければいけないかなと思って、この間、国から指針が示されたのですが、それは全部都道府県事務になってきていたので、市町村としては直接ではないところ、都道府県の取り組みを見守りながら、どちらかというと普及・周知に努めるのが市町村の役割なのかなと思っております。

○会長

役割分担のところで、ありがとうございます。

相談支援の中でもそういったものも出てくるかと思いますので、高齢のほうもそうですが、丁寧に見ておく必要があるかなと思います。民間事業者さんが拡大する方向で、今動いていますので、民間が全て悪いとは思わないですけれども、事故が起こった際の被害が結構大きくなりそうというところがあります。特に成年後見法の改正についても、いわゆる本人の意思をないがしろにしたかたちでの成年後見事務が横行しているという課題認識のもとで改正されたといった経緯もございますので、そういったことになりかねない危険性をはらむなというところは、私自身の課題意識として持っているところになります。そういった中で、地域で生活されている高齢者、障害者の方々が、安心して生活できる環境という観点でどのような関与の仕方があるかというところは考えていかないといけない課題なのかなと思いました。

他、いかがでしょうか。

それでは、議題の３は以上ということにさせていただきますと思います。

議題（４）その他

○会長

最後、その他ですが、事務局より何かございましたらお願いします。

○事務局

そうしましたら、次回の懇談会のお日にちの確認になります。

次回、第３回目は11月9日月曜日の10時からで、この会場になります。

議題としては、計画の素案の検討になります。素案はボリュームのある資料となりますので、皆様のお手元に十分な時間で見ていただけるような日程で送付させていただきますと思います。内容は３計画の案になり、今日以上に盛り上がるかもしれないので、皆様に事前をよく見ていただいて参加していただけると助かります。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆様、最後、何か言い残したこととか、よろしいでしょうか。

（特に発言なし）

では、以上をもちまして、本日提案しました議題については終了いたしました。非常に活発なご意見、私もしゃべりすぎましたが、ご協力ありがとうございました。

【閉 会】